

Reach Next サービス利用規定

第1条（取扱の準則）

株式会社日本ブランド戦略研究所（以下「当社」といいます）は、「Reach Next サービス利用規定」（以下「本規定」といいます）に基づいて「Reach Next サービス」（以下「本サービス」といいます）を提供します。

当社が本規定の他に別途契約者に通知する諸規約、注意事項も本規定の一部を構成します。

第2条（用語の定義）

本規定において次の用語は次の意味を指すものとします。

(1) 「本サービス」とは、当社の名の下に契約者に提供されるソフトウェア「Reach Next」を用いて契約者が当社の管理するサーバーにデータを蓄積し、取り出すことのできるサービスをいいます。

なお、本サービスで提供されるサービスの詳細については、別途当社が契約者に提示する案内書等によるものとします。

(2) 「契約者」とは、本サービスの利用について所定の手続きにより当社に申し込みを行い、当社がその申し込みを承諾した法人をいいます。

第3条（利用申込）

本サービス利用の申し込みをする方は、本規約に同意した後、当社所定の申込書に必要事項を記載して当社に提出するものとします。

第4条（利用契約の成立）

本サービスの利用契約は利用申込に対して当社がこれを承諾したときに成立します。

第5条（本サービスの運営委託）

当社は本サービスの提供にあたり本サービス運営の全部または一部（お客様情報の管理、システムの運用管理、技術サポートを含むがこれらに限らない）を株式会社ゼンダ（東京都港区芝4丁目4番5号）に委託することを、契約者はあらかじめ認めるものとします。

第6条（本サービスの利用範囲）

契約者は、本サービスを自己の事業のためにのみ利用することができるものとします。

第7条（利用料金）

本サービスの利用料金およびその支払方法については別途当社が提示する案内書等の記載内容に基づくものとします。

第8条（契約期間）

本サービスの最低利用期間は6ヶ月です。7ヶ月目以降、契約者から特段の申し出がない限り、同一条件で契約を継続するものとします。

第9条（解約）

契約者が本サービスにかかる契約を解約する場合は、その1ヶ月前までに当社にその旨通知するものとします。

第10条（遅延損害金）

契約者が本サービスの利用料金の支払いを遅延した場合は、遅延期間につき未払額に対する年率26.28%の遅延損害金を当社に支払うものとします。

第11条（管理責任）

契約者は、本サービスを利用させる利用者の選定およびアクセス権限の付与管理について自らの責任において行うものとし、紛争が生じた場合は、自らの責任と費用によりこれを解決するものとします。

第12条（バージョンアップ）

当社は、本サービスにかかるソフトウェアのバージョンアップを任意に行うことができるものとします。ただし、バージョンアップを行う場合は、当社が合理的と判断する方法により、その旨を事前に契約者に表示または通知するものとします。

第13条（サービスの中断）

契約者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前の通知なく本サービスの全部または一部が中断、停止されることがあることをあらかじめ認めるものとします。但しこの場合、やむを得ない場合を除き、当社は契約者に対して事前に通知を行うものとします。

- (1) 本サービスのシステムの緊急保守を行う必要が生じた場合。
- (2) 本サービスにかかるサーバーがダウンした場合。
- (3) 火災、停電、外部からの攻撃等により、本サービスが提供できなくなった場合。
- (4) 地震・洪水等の天災により、本サービスが提供できなくなった場合。
- (5) 戦争・暴動・労働争議等により、本サービスが提供できなくなった場合。
- (6) 理由の如何を問わず、原データの入手が困難となった場合。
- (7) その他やむを得ない事由により本サービスを提供できなくなった場合。

第14条（著作権等）

本サービスにかかるソフトウェア、ドキュメントの著作権その他一切の権利は、当社または当該権利を保有する第三者に帰属するものとし、契約者および利用者はこれを当社および当該第三者に承諾なく、複製、頒布、販売、改変等しないものとします。

第15条（免責事項）

天災その他の不可抗力、公共の必要、法令上の制限、オペレーション・システムもしくはブラウザ等の問題、電話回線の故障、契約者社内 LAN、本サービスが別途提示する所定動作環境以外の状況において生じた不具合その他当社の責によらない事由により、本サービスの提供が中断、停止又は遅滞した場合、当社はこれにより契約者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

第16条（蓄積情報についての責任）

契約者は、本サービス利用に必要な情報・データのバックアップ（システム障害復旧のために運営者が実施するバックアップを除く）は契約者自らの責任において行うものとし、当該情報・データの紛失、消失、破損等について当社はいかなる事由によるものであっても一切その責任を負わないものとします。

第17条（禁止事項）

1. 契約者は本サービスの利用にあたって、次の事項を行わないものとします。
 - (1) 本サービスにおいてウィルスデータ等有害なプログラムを使用、提供する行為。
 - (2) 本サービスで利用することができる当社保有のプログラム等を改ざんする行為。
 - (3) 他のユーザのパスワード、ユーザ ID を不正に使用する等のなりすまし行為。
 - (4) 本サービスの運営を妨げるような行為。
 - (5) 本サービスにかかるプログラムをリバースエンジニアリングまたは逆コンパイル等を行う行為。
 - (6) 法令に違反するまたは違反する恐れのある行為。
 - (7) その他当社が不適切と判断する行為。
2. 前項の各号の一に該当する行為があった場合、当社は契約者への本サービス提供を中断、中止することがあります。

第18条（秘密保持）

当社および契約者は、本サービスの提供または利用に関連して知り得た相手方の秘密情報を相手方の事前の書面による承諾なく第三者に開示、漏洩しないものとします。

第19条（サービスの中止）

1. 契約者は、次の各号の一に該当する場合には、当社から催告その他何らの手続を要することなしに、直ちに本サービスにかかる契約を解除されることがあることに同意するものとします。

- (1) 重大な過失または背信行為があった場合。
- (2) 手形又は小切手につき不渡処分を受ける等、支払停止状態に至った場合。
- (3) 差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分を受けた場合。
- (4) 破産、民事再生、会社更生手続等の申立を受け又は自らこれを申立てた場合。
- (5) 解散、営業の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をした場合。
- (6) 公租公課の滞納処分を受けた場合。
- (7) その他前各号に該当する事由が発生するおそれがあると認められる場合。

2. 契約者は、本規定の条項の一に違反し、相当期間をもってその是正を催告され、当該期間内に違反を是正しなかったときは、当社より本サービスに係る契約を解除されることがあることに同意します。

第20条（規定の変更）

当社は、本規定を契約者の承諾なく変更することがあります。この場合、当社は変更内容を契約者に通知します。

第21条（権利義務の譲渡禁止）

契約者は、本サービスに関して有する一切の権利義務を当社の事前の書面による承諾なしに第三者に譲渡、承継または担保に供さないものとします。

第22条（合意管轄裁判所）

契約者と当社の間で生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属の合意管轄裁判所とするものとします。

実施日:平成24年8月27日